国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構

図書館運営委員会規則

「平成29年3月31日 規則第57号」

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構規則(平成29年規則 第56号)第19条第3項の規定に基づき、統合情報機構図書館運営委員会(以下「委 員会」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(任務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 図書館に係る諸規則に関する事項
 - (2) 予算に関する事項
 - (3) 図書及びその他資料等の収集、選定等に関する事項
 - (4) 図書及び施設等の利用に関する事項
 - (5) 情報システムの利用部局の連絡調整に関する事項
 - (6) その他図書館の運営に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副機構長 (図書館部門)
 - (2) 図書館部門副部門長
 - (3) 統合情報機構事務部事務部長
 - (4) 大学院医歯学総合研究科医学系教授会の構成員である教授 1人
 - (5) 大学院医歯学総合研究科歯学系教授会の構成員である教授 1人
 - (6) 医学部保健衛生学科運営会議の構成員である教授 1人
 - (7) 各附置研究所の教授 各1人
 - (8) 歯学部口腔保健学科運営会議の構成員である教員 1人
 - (9) 国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構図書館国府台分館運営委員会規則第3 条第1項第3号に規定する委員のうちから1人
 - (10) その他副機構長(図書館部門)が必要と認めた者
- 2 前項第4号から第9号までの委員は各教授会等から選出するものとする。
- 3 第1項第4号から第10号までの委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

- 第4条 前条第4項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、副機構長(図書館部門)をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第7条 委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、統合情報機構事務部学術情報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、委員会の議 を経て、副機構長(図書館部門)が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構図書館運営委員会規則(平成 22年規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月20日規則第32号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第35号)

この規則は、令和2年3月27日から施行し、令和元年12月1日から適用する。